

参 考

CHIBA

千葉県廃棄物処理計画

《概要版》



平成23年3月

千 葉 県

1 計画の基本事項

(1) 計画の位置付け

- 廃棄物処理法に基づく法定計画（第5条の5）として策定します。
- 千葉県総合計画、千葉県環境基本計画を上位計画とし、資源循環型社会を築くために展開すべき具体的な施策を定める個別計画とします。

(2) 計画期間

平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5か年計画とします。

2 廃棄物処理の現状と課題

(1) 現状

第7次計画の目標値（平成22年度）に対し、平成20年度の実績値では、一般廃棄物、産業廃棄物ともに目標を達成できていない状況です。

（参考）《第7次計画の目標値と実績値の状況》

区 分	H17 (基準)	H19 (実績)	H20 (実績)	H22 (目標)
一般廃棄物				
排出量（万トン/年）	248	240	231	223
原単位（g）	1,126	1,080	1,037	1,000
再生利用量（万トン/年）	60	60	56	78
再生利用率（%）	24.3	24.9	24.2	35
最終処分量（万トン/年）	19.2	17.4	17.1	15
産業廃棄物				
排出量（万トン/年）	2,493	2,684	2,488	2,400
再生利用量（万トン/年）	1,497	1,491	1,445	1,464
再生利用率（%）	60.0	55.6	58.0	61
最終処分量（万トン/年）	67	73	69	62

注記：①「原単位」とは、県民一人1日当たりのごみの排出量をいいます。

(ア) 一般廃棄物

① ごみ排出量

平成 20 年度のごみの排出量は 231 万トンであり、計画基準年度である平成 17 年度の 248 万トンから 17 万トン減少しています。

これは、計画目標値の 223 万トン（25 万トンの削減）に対して約 68%の進捗率となります。

また、平成 20 年度の県民一人 1 日当たりの排出量は 1,037 g であり、計画基準年度である平成 17 年度の 1,126 g から 89 g 減少しています。

これは、計画目標値の 1,000 g（126 g の削減）に対して約 71%の進捗率となります。

② 再生利用量、再生利用率

平成 20 年度の再生利用率は 24.2%であり、計画基準年度である平成 17 年度の 24.3%からの増加は見られず、計画目標値の 35%（10.7%の増加）に対して進捗はしていません。

また、平成 20 年度の再生利用量は 56 万トンであり、計画基準年度である平成 17 年度の 60 万トンからは 4 万トンの減少となっています。

③ 最終処分量

平成 20 年度最終処分量は 17.1 万トンであり、計画基準年度である平成 17 年度の 19.2 万トンから 2.1 万トン減少しています。

これは、計画目標値の 15 万トン（4.2 万トンの削減）に対して 50%の進捗率となります。

(イ) 産業廃棄物

① 産業廃棄物排出量

平成 20 年度の産業廃棄物の排出量は 2,488 万トンであり、計画基準年度である平成 17 年度の 2,493 万トンから 5 万トン減少しています。

これは、計画目標の 2,400 万トン（93 万トンの削減）に対して約 5%の進捗率となります。

② 再生利用量、再生利用率

平成 20 年度の再生利用率は 58.1%であり、計画基準年度である平成 17 年度の 60.0%からの増加は見られず、計画目標値の 61%（1%の増加）に対して進捗はしていません。

また、平成 20 年度の再生利用量は 1,445 万トンであり、計画基準年度である平成 17 年度の 1,497 万トンから 52 万トンの減少となっています。

③ 最終処分量

最終処分量は平成 20 年度実績で 69 万トンであり、計画基準年度である平成 17 年度の 67 万トンからの減少は見られず、計画目標値の 62 万トン（5 万トンの削減）に対して進捗はしていません。

(2) 主な課題

(ア) 一般廃棄物

- ごみの排出量は減少傾向にあるものの、平成 20 年度のごみ排出原単位（一人 1 日当たりごみ排出量）は 1,037 g であり、初めて全国平均の 1,033 g を上回ったことから、さらなる減量に取り組む必要があります。
- 焼却処理されている可燃ごみの中には、資源化が可能なごみが多く含まれていることから、さらに資源化を促進する必要があります。
また、プラスチック製容器包装などに係る市町村による分別収集の取り組みを促進する必要があります。
- 最終処分量の減量化を引き続き行うため、焼却量の減量化や焼却灰のエコセメント化・スラグ化をさらに進める必要があります。
また、最終処分場を持たない市町村については、排出抑制などを一層進め最終処分量を減らす必要があります。
- 従量制によるごみ処理有料化を導入していない市町村では、従量制による有料化導入の検討を進める必要があります。
- ごみ処理施設・し尿処理施設の老朽化等に伴う施設の延命化や更新等が必要となります。

(イ) 産業廃棄物

- 現状では、産業廃棄物の排出量は横ばい状況が続いていますが、景気の動向により増加に転ずる可能性があります。また、住宅、施設の更新等により、最終処分量の増加が懸念されます。
- 建設系の廃棄物や汚泥などについては、資源化、減量化を一層進める必要があります。
- 銧さい、動物のふん尿、ばいじんなどは、今後も再生利用を進めるために安定的な再利用先の確保が必要です。
- 廃プラスチック類は、最終処分量を減らすために資源化や熱利用を進める必要があります。
- 新たな不法投棄量は減少傾向にありますが、一方で小規模・投げ捨て型の不法投棄が依然として後を絶たないことから、引き続き監視・指導体制の強化が必要です。
- PCB 廃棄物については、処理されるまでの間の適正保管や処理期限までの確実かつ適正な処理を徹底する必要があります。
- 今後排出量の増加が予想されるアスベスト廃棄物や、恒常的に排出が見込まれる感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物については、確実に適正な処理を行う必要があります。
- 最終処分場用地の確保等は依然として困難な状況にあることから、今後も産業廃棄物の減量化・資源化を促進することにより、最終処分場の延命化等を図る必要があります。

- 県内で発生する産業廃棄物のみならず、都道府県域を越えて移動する産業廃棄物全体について実態を把握したうえで、広域的な対策を検討する必要があります。
- バイオマス活用の取組みについては、原料収集段階での安定確保、変換段階での低コスト化、利用段階での需要拡大などの各段階で課題を抱えていることが明らかになってきており、安定したバイオマスの活用とその拡大には、これらの課題を解決することが必要です。

3 前計画の進捗状況

前項の「2 廃棄物処理の現状と課題（1）現状」欄に、併せて記載しています。

4 基本方針と計画目標

4. 1 本計画の基本方針

本県の廃棄物を取り巻く現状と課題及び国の基本方針に示された基本的な方向等を踏まえ、本計画における基本方針は次のとおりとします。

基本方針

- I 「3Rの推進」及び「適正処理の推進」を基本とした上で、県民・民間団体、事業者、行政等のパートナーシップにより、“もの”を大切にす持続可能な資源循環型社会への転換をさらに進めます。
- II “もの”が製造されてから使用、廃棄に至るまでのライフサイクルのすべての段階において、低炭素社会の形成に向けた取組みにも配慮しつつ、環境への負荷の低減を図るため、各主体がそれぞれの役割を円滑に果たせるような施策とします。
- III 依然として高い水準にある廃棄物の排出量や根絶に至らない不法投棄の問題など、本県を取り巻く廃棄物に係る問題と課題を踏まえた実効性のある施策を実施します。
- IV これらを踏まえ、施策体系を“もの”のライフサイクルの流れに沿って整理した上で、各種施策を展開します。

4. 2 計画目標

(1) 基本的な考え方

目標値の設定に当たっては、前計画における目標値に対する進捗状況や国の基本方針において示された新たな目標等を考慮し、効果的な施策の展開によって実現を目指す新たな目標値を定めることとします。

(2) 目標値

本計画における目標値(目標年度:平成27年度)を以下のとおり設定します。

《一般廃棄物における目標》

① ごみの排出量：220 万トン以下（一人1日当たり 960 グラム以下）

② 再生利用率：30 パーセント以上

③ 最終処分量：13 万トン以下

《産業廃棄物における目標値》

① 排出量：2,400 万トン以下

② 再生利用率：61 パーセント以上

③ 最終処分量：61 万トン以下

表4-2-1 廃棄物処理の現状と本計画の目標値

区 分	現 状			H22 (前計画)	H27 (本計画)	
	H17	H19	H20	目標値	推計値	目標値
一般廃棄物						
排出量(万トン/年)	248	240	231	223	227	220
排出原単位(g/人・日)	1,126	1,080	1,037	1,000	991	960
再生利用量(万トン/年)	60	60	56	78	57	66
再生利用率(%)	24.3	24.9	24.2	35	25	30
最終処分量(万トン/年)	19.2	17.4	17.1	15	14.5	13
産業廃棄物						
排出量(万トン/年)	2,493	2,684	2,488	2,400	2,511	2,400
再生利用量(万トン/年)	1,497	1,491	1,445	1,464	1,456	1,464
再生利用率(%)	60.0	55.6	58.0	61	58	61
最終処分量(万トン/年)	67	73	69	62	69	61

注記：① 「排出原単位」とは、県民一人1日当たりのごみの排出量です。

② H17は前計画の基準年度、H19は国の基本方針が示す基準年度、H20年度は本計画の基準年度です。

③ H27「推計値」は、過去の実績を基に算出したH27年度の予測値です。

5 展開する施策

5. 1 施策体系

本計画における施策体系は次のとおりとします。

I 資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進	
1	3Rを推進する県民運動の展開
2	市町村との連携の強化
3	「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進
4	排出事業者における廃棄物マネジメントの促進
II 資源循環の基盤となる産業づくり	
1	静脈産業の活性化
2	優良な産業廃棄物処理業者の育成
3	再生資源の利用の促進
4	バイオマスの活用の推進
5	各種リサイクル法の遵守の指導
III 廃棄物の適正処理の確保	
1	適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保
2	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進
3	有害廃棄物の適正処理の推進
4	災害廃棄物等の処理体制の整備
IV 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶	
1	環境美化意識の向上と実践活動の推進
2	廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進
3	産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底
4	不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施
V 持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり	
1	一般廃棄物処理困難物の資源化の検討
2	産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討
3	産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討
4	産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討
5	建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進
6	産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討
7	地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望

5. 2 展開する施策

本計画で取り組む施策の具体的な内容は、次のとおりです。

I 資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進

1 3Rを推進する県民運動の展開

市町村等との連携を図りながら、3Rを推進する県民運動を展開し、新たな生活スタイルへの転換を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進します。

《主な取組み》

- 「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動の展開
- 「ちば食べきりエコスタイル」運動の展開
- 廃棄物の再利用に関する情報ネットワークの構築
- 各主体の相互連携の推進
- 表彰の実施

2 市町村との連携の強化

市町村が行う一般廃棄物の減量化や資源化の促進に関する取組みが円滑に進むよう情報提供や助言などを行います。

《主な取組み》

- ごみ処理有料化の促進
- 容器包装廃棄物の完全分別等の促進
- 事業系一般廃棄物の削減対策の促進
- 市町村との意見交換会・研修会の実施

3 「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進

県や市町村等が行う県民（市民）等を対象とした学習の機会などを活用した環境学習等を推進します。

《主な取組み》

- 知識から実践を定着させる環境学習の推進
- 産業廃棄物に関するコミュニケーションづくり

4 排出事業者における廃棄物マネジメントの促進

排出事業者に対し、処理責任を適切に果たし、廃棄物の排出抑制や資源化に向けた自主的な取組みが促進されるよう指導や啓発を行います。

《主な取組み》

- 排出抑制等に関する指導の実施
- 多量排出事業者による減量等処理計画に関する情報の公開
- 中小零細排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施
- 排出事業者による適正な委託処理の確保

Ⅱ 資源循環の基盤となる産業づくり

1 静脈産業の活性化

本県における既存施設やインフラを活用したリサイクルの促進方策の検討など、『静脈産業』の活性化を促進します。

《主な取組み》

- 静脈産業の推進方策の検討
- 先進的なリサイクル技術の普及促進
- コンビナート等の既存インフラを活用したリサイクルの促進
- エコタウンプラン施設の連携の促進
- 関係団体との連携の強化

2 優良な産業廃棄物処理業者の育成

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定する一助とするため、優良な産業廃棄物処理業者の育成や必要な情報の提供に努めます。

《主な取組み》

- 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の活用
- 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可延長制度の普及促進
- 産業廃棄物処理業者の自主的な情報公開の促進

3 再生資源の利用の促進

関係団体や市町村などと連携を図りながら、廃棄物由来の再生資源がより一層利用されるよう取り組みます。

《主な取組み》

- グリーン購入の推進
- 焼却灰を利用した熔融スラグ・エコセメントの利用
- 建設副産物に係る再生利用等の促進

- 鉄鋼スラグ再生品等の安定した利用方法等の検討
- 下水汚泥等の資源化利用の推進
- 畜産廃棄物等の利用方法の検討
- 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

4 バイオマスの活用の推進

県内に豊富に存在している畜産廃棄物、食品残さ、林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、平成21年に制定されたバイオマス活用推進基本法に基づく（仮称）千葉県バイオマス活用推進計画に沿って、必要な基盤の整備、バイオマスの原料利用の拡大、バイオマス製品の利用の促進などを図ります。

5 各種リサイクル法の遵守の指導

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）などの各種リサイクル法への対応について、機会を捉えて事業者への積極的な取組みを促すとともに、県内のリサイクル状況の把握に努めます。

また、各種リサイクル法に基づく指導を徹底し、リサイクルの促進を図ります。

Ⅲ 廃棄物の適正処理の確保

1 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保

(1) 一般廃棄物処理施設関係

市町村に対し一般廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な整備・更新や維持管理が行われるよう、必要な情報の提供や助言を行います。

《主な取組み》

- 広域化・集約化による施設整備の促進
- 市町村における廃棄物処理施設の整備の促進
- 低炭素社会の形成に資する新たな施設整備の促進
- 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進
- 維持管理情報の公表

(2) 産業廃棄物処理施設関係

産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し、必要な指導等を行います。

《主な取組み》

- 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進
- 廃プラスチック類の熱回収利用の促進
- 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保
- 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保
- 維持管理情報の公表

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進

関係団体との連携を図りながら、引き続き電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。

3 有害廃棄物の適正処理の推進

有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報の提供を行います。

《主な取組み》

- P C B廃棄物の適正処理の推進
- アスベスト廃棄物の適正処理の推進
- 感染性廃棄物等の適正処理の推進

4 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害発生時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生ずるおそれがあることから、災害時の円滑な廃棄物処理が行えるよう災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

また、海岸等に漂着するごみについても、生活環境への支障を及ぼさないよう適正な処理を行う必要があることから、その処理体制の整備に努めます。

《主な取組み》

- 災害廃棄物処理体制の整備
- 海岸漂着物等の処理の推進

IV 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶

1 環境美化意識の向上と実践活動の推進

ごみの散乱等を防止するため、市町村等の関係機関・団体と連携を図りながら環境美化意識の向上と実践活動を促進します。

《主な取組み》

- 環境美化意識の向上と実践活動の推進
- ごみの散乱等の防止対策の促進

2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進

適正なりサイクル費用の負担について県民の理解促進を図るとともに、不法投棄を防止するための制度改正等について、国へ働きかけます。

《主な取組み》

- リサイクル費用の負担に係る普及啓発
- 家電リサイクル法に関する国への要望

3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底

産業廃棄物の不法投棄を防止するため、引き続き、市町村等との連携を図りながら、徹底した監視活動に取り組みます。

また、廃棄物処理に関する不適正処理が行われた場合には、行為者に対して適正な処理を行うよう必要な指導を行うとともに、悪質な行為者に対しては、廃棄物処理法等に基づく行政処分等を行います。

《主な取組み》

- 不法投棄監視の徹底
- 不適正処理に対する指導の徹底
- 悪質な行為者等に対する行政処分の実施

4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施

不法投棄等の違反行為者等に対して、周辺環境への支障を生じさせないよう適正な管理と改善措置を行わせるとともに、違反行為者等が判明しない場合等で周辺環境への支障を防止する緊急の必要が生じたときは、行政代執行による支障の除去を行います。

《主な取組み》

- 不法投棄廃棄物の撤去等の指導の徹底
- 不法投棄廃棄物の適切な管理の徹底
- 不法投棄廃棄物の支障除去対策の実施

V 持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり

1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討

家庭から排出される廃棄物のうち、市町村による処理が困難な廃棄物（処理困難物）に関し、市町村における現状や課題などを確認しながら新たな資源化や適正処理の仕組みなどについて必要な検討を行います。

2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討

周辺の住民や生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の適正な整備と施設の維持管理のあり方等について、必要な検討を行います。

3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討

民間事業者による整備を基本としつつ、長期安定的な処理施設の確保を図る観点から、必要な廃棄物処理施設を確保するための一つの手法として、廃棄物処理施設における公的関与のあり方について、必要な検討を行います。

4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討

産業廃棄物の広域移動の実態把握や産業廃棄物の流出入に対する広域的な対策について、関係団体等の意見を聴きながら必要な検討を進めます。

5 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進

発生から処分までの一連の流れを管理することは資源の有効利用や不適正処理の未然防止につながるため、発生から処分までを一元的に把握する仕組みづくり等について検討を進め、必要に応じて国等への働きかけを行います。

6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討

多量排出事業者からの届出や産業廃棄物処分業者の実績報告などの既存統計資料をもとに、産業廃棄物の排出量や処理の状況に関するより正確な実態を把握する方法等について、必要な検討を行います。

7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望

地域の実情に応じた廃棄物の適正処理を進める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合には、必要な制度改正や予算確保などについて、国等に対して提案・要望を行います。

6 計画の進行管理

(1) 各主体の役割

各主体（県民、民間団体、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県）に望まれる役割を明記します。

(2) 進行管理

- 県民・民間団体、事業者、学識経験者、行政（市町村）等の関係者で構成する「千葉県廃棄物対策推進会議」を開催し、マネジメントサイクル（P D C Aサイクル）の考え方にに基づき、この計画に掲げる県の施策の進行管理を実施していきます。
- これらの進捗状況の点検・評価の結果については、千葉県のホームページ等で広く公表していきます。